

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※1}（以下「DV」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVは、その多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上で、最優先に取り組むべき課題です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が完全施行されてから15年が経過しました。この間、本県では、女性サポートセンターのほか、男女共同参画センターや各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センター^{※2}に位置付け、DV被害者等が県内のどの地域においても身近な場所で支援を受けられる体制を整備してきました。

そして、DV防止法の改正等を踏まえ、平成18年3月に第1次基本計画、平成21年3月には第2次基本計画、平成24年3月には第3次基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

DV防止法における被害者は、配偶者からの暴力を受けた者で、性別は問いません。配偶者には、事実婚も含み、また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

さらに、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力についても対象となりました。

生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、本計画においては、DV防止法の取扱いの対象以外の場合には、当該者を含めて「被害者」としています。

※DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれます。

※2 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、DVを防止し被害者を保護するため、相談や一時保護、被害者の自立に向けた就業の促進や住宅の確保への支援等を行う機関です。なお、デートDVについても相談等に応じています。

県の女性サポートセンター、男女共同参画センター、13か所ある各健康福祉センターのほか、3市に設置されています。（資料編121ページに県内の配偶者暴力相談支援センターの一覧を掲載）

【これまでの取組の主な成果】

(1) 相談体制の充実

本県では、DV防止法の施行に先立ち、婦人相談所において24時間・365日の電話相談を開始しました。平成14年には女性センター（現・男女共同参画センター）を、平成16年には県内13ヵ所の健康福祉センターを、配偶者暴力相談支援センターと位置付け、電話相談だけでなく県内各地域で面接相談にも対応できるよう相談体制の充実を図ってきました。

(2) 一時保護体制の強化

平成14年4月に婦人相談所を女性サポートセンターに改組して、中核的配偶者暴力相談支援センターとし、DV被害者の相談・保護・支援に取り組んできました。平成21年には同センターを新築しセキュリティの強化やバリアフリー化を図り、より安全安心な保護体制を確保しました。

また、一時保護の受け入れに当たって、県と市町村の間で正確かつ迅速な連携を図れるよう、平成23年度から統一様式を作成して被害者からの聞き取りを行っているところです。

(3) DV職務関係者の資質向上

DV相談業務に従事する県、市町村及び関係団体の職員向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成・配布しています。また、定期的にこれら職務関係者向けの研修会や地域ごとの事例検討会を実施することなどにより、相談担当職員の資質向上を図りました。

県及び市町村等職員向けの定期的な研修会は、従来から行っている新任職員研修及び経験者（経験1年以上）研修に加え、平成28年度は、専門性を高めるための研修として、自立支援のノウハウを学ぶ研修を実施しました。

(4) DV・デートDVの未然防止及び効果的な啓発の推進

DV被害者への相談窓口等の周知のため、関係機関にDV相談カードの設置やDV防止啓発リーフレット等の配布を依頼し、情報提供を行いました。

また、若者がDVや暴力等について考え、DVの被害者にも加害者にもならないように高等学校等においてDV予防セミナーを実施したほか、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを配布しました。

(5) DV被害者の生活再建に向けた支援施策の充実

一時保護所入所中及び退所後の被害者に対して、裁判所や役所、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、DV被害者の自立に向け必要となる法律や就職等に関する情報を提供する講座を開催しました。

(6) 市町村における支援体制の充実

県内の市町村では、平成23年度までに4市でDV防止法に基づくDV基本計画が策定され、2市で配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

DV相談窓口は全ての市町村で設置されていましたが、住民に身近な市町村におけるDV被害者の支援体制の充実を図るため、第3次計画では、25市町村の計画策定と10市町村の配偶者暴力相談支援センター設置を目標に掲げ、市町村への働きかけと支援を行った結果、平成27年度末現在、計画策定済みは28市町、配偶者暴力相談支援センター設置は3市となっています。

これまでの主な成果は以上のとおりですが、依然として次のような課題があるため、課題解決に向け、本計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定します。

【課題及び今後の重点的取組】

(1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

平成27年3月に公表された内閣府の調査によると、女性の約4人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じています。また、男性は約6人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約18人に1人は命の危険を感じています。

本県の「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査(平成27年度実施)では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に満たない状況であり、約3分の2の人がメディアを利用した積極的な広報啓発活動が必要と回答しており、また、「デートDVに関する大学生意識等調査」(平成27年度実施)においても、約7割の大学生が相談窓口を知らないと答えており、学生を対象とした予防教育を必要と感じている人も約7割います。

そのため、今後も、DVに関する正しい理解を深めるため、多様な広報媒体を活用し、意識啓発や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。

→重点的取組「広報啓発及び若者を対象とした予防教育の充実」

(2) DV被害者の自立に向けた支援施策の充実

DV被害者の自立には、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。

また、被害者からは、住宅確保・就労支援などの要望や、精神的なケアを求める声が多く寄せられています。

そのため、DV被害者の自立に向けて、切れ目のない支援をきめ細かく行えるよう、県及び市町村職員等の資質向上を図るとともに、自立に当たり被害者が必要とする各種制度の情報を適切に提供し、制度の活用への支援を行うなどの取組を進めていく必要

があります。

→重点的取組「DV被害者の自立に向けた支援」

(3) DV被害者の子どもの安全・安心の確保

DVにより一時保護される被害者の女性は、20代から40代までが約9割を占め、約6割が子どもを同伴しているなど、DV被害者には、子どもを持つ年代の女性が多い状況にあります。

同伴児は、自身に対する暴力やDVの現場を目撃することにより、心に大きな傷を受けていることが多く、同伴児への心理的ケア等の充実を図ることが重要となっています。

そのため、DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、当事者への適切な対応が行えるよう、市町村や警察をはじめとする関係機関との連携を強化する必要があります。

→重点的取組「子どもの安全確保と健やかな成長への支援」

(4) 住民に身近な市町村におけるDV対策の強化

国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められています。

また、DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。

DVの防止から相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたり、地域に根差したきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、生活保護や各種手当の申請など、市町村の支援が不可欠であり、また、地域での継続的見守りが必要となっています。

また、近年、市町村へのDV相談件数が増加しており、市町村の役割がますます重要となっています。

そのため、市町村に対して、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけていくとともに、被害者の支援のための様々な取組に対し支援するなど、市町村におけるDV対策を一層促進する必要があります。

→重点的取組「市町村におけるDV対策の促進」

(5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上

DV被害者の自立のためには、生活を営んでいく上での様々な問題を解決していかなければならず、その支援を行うためには、被害者が利用可能な各種制度等の情報を提供していく必要があります。

また、DVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うに当たっては、双方の専門的な知識をもって対応する必要があります。

そのため、県や市町村等のDV職務担当者を対象に、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催するとともに、各種会議の中で事例検討等を行うことにより、担当職員の資質向上を図ります。

→重点的取組「職務関係者の資質向上」

2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第4次千葉県男女共同参画計画[※]との整合性を図った計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 留意点

- 暴力を受けた被害者の本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図っていくことが重要です。
- DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、ストーカー、人身取引なども含め、暴力を許さない社会の実現を目指すことが重要です。

※ 第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年3月策定）

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画としても位置付けています。
- 「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標とし、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- 本計画では、6つの重点的取組の一つとして「DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を掲げています。